

豊橋市都市交通計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、豊橋市附属機関設置条例（令和6年度豊橋市条例第3号）第4条の規定に基づき、本市が目指す基本理念（過度に自動車に依存しない都市交通体系の構築）と将来都市構造（集約型都市構造）の実現に向けて取り組むための「都市・地域総合交通戦略」及び本市にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするための「地域公共交通計画」を連携させた豊橋市都市交通計画（以下「交通計画」）を策定することを目的とし、豊橋市都市交通計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 交通計画の策定に関する事務
- (2) その他委員会が必要と認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長、副委員長及び委員には、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となり、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が不在のとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は交通計画の策定までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 委員会に作業部会を設置する。

- 2 部会長、副部会長及び部会員には、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部会長は、作業部会を招集し、会議の議長となり、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長が不在のとき又は部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 作業部会の所掌事務は次のとおりとし、部会長は、委員会に検討結果等必要な

資料を提出する。

- (1) 都市交通計画の策定に関する調査及び検討
- (2) その他委員会又は作業部会が必要と認める事項

(意見の聴取)

第7条 委員会及び、委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、事務局において処理する。

2 事務局は、豊橋市都市計画部都市交通課職員をもって組織する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関して必要な事項が生じた場合は、別に定めることとする。

附 則

この要綱は、令和6年8月9日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

氏名	職名	備考
松本 幸正	名城大学 理工学部 社会基盤デザイン工学科 教授	委員長
杉木 直	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授	副委員長
駒木 伸比古	愛知大学 地域政策学部 教授	
高柿 弘義	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所計画課 課長	
宮川 高彰	国土交通省 中部運輸局 愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	
伊藤 慎悟	愛知県 都市・交通局 都市計画課 課長	
山田 浩之	愛知県 都市・交通局 交通対策課 課長	
奥谷 敦史	愛知県 東三河建設事務所 維持管理課 課長	
村松 具己	豊橋警察署 交通課 課長	
豊田 智隆	東海旅客鉄道(株) 東海鉄道事業本部 担当課長	
高井 勇輔	名古屋鉄道(株) 地域連携部 交通サービス担当 課長	
坂野 慎	豊橋鉄道(株) 鉄道部 部長	
綿貫 琢也	豊鉄バス(株) 常務取締役	
長縄 則之	豊鉄タクシー(株) 取締役社長	
小林 裕之	公益社団法人愛知県バス協会 専務理事	
青木 良浩	豊橋タクシー協会 会長 東海交通(株) 代表取締役社長	
松下 裕紀	愛知県交通運輸産業労働組合協議会 幹事	
富田 佳央	豊橋商工会議所 議員	
川本 恭久	豊橋自治連合会 理事	
鈴木 佐和子	豊橋障害者(児)団体連合協議会 評議員	
黒野 有一郎	豊橋発展会連盟 会長	
朝倉 規幸	豊橋市老人クラブ連合会 理事	
鈴木 真理子	豊橋女性団体連絡会 会員	
島村 喜一	豊橋市 副市長	
山本 高敬	豊橋市 建設部 部長	
金子 知永	豊橋市 都市計画部 部長	

別表2（第6条関係）

氏名	職名	備考
松尾 幸二郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 准教授	部会長
山下 雅史	豊橋市 都市計画部 都市交通課 課長	副部会長
河合 秀文	豊橋鉄道(株) 総合企画部 次長	
荒島 丈博	豊鉄バス(株) バス営業部 乗合営業課 課長	
萩本 貴章	東海交通(株) 営業管理グループ 次長	
岩原 誠	豊鉄タクシー(株) 営業部 部長	
秋葉 有志	豊橋警察署 交通課 係長	
伴 健太郎	豊橋市 財務部 財政課 課長	
林 真也	豊橋市 企画部 政策企画課 課長	
佐藤 靖浩	豊橋市 都市計画部 都市計画課 課長	
大竹 宏昌	豊橋市 都市計画部 まちなか活性課 課長	
桐部 未来	豊橋市 建設部 土木管理課 課長	
浅井 清史	豊橋市 建設部 道路建設課 課長	
大村 信人	豊橋市 環境部 ゼロカーボンシティ推進課 課長	
中村 紀彦	豊橋市 産業部 観光プロモーション課 課長	
佐藤 隆	豊橋市 福祉部 福祉政策課 課長	
木佐貫 美紀子	豊橋市 福祉部 長寿介護課 課長	
大林 美依	豊橋市 こども未来部 子育て支援課 課長	
新井 哲也	豊橋市 健康部 保健医療企画課 課長	

豊橋市都市交通計画検討委員会の運営について

(令和6年8月9日決定)

1 趣旨

豊橋市都市交通計画検討委員会設置要綱第9条の規定に基づき、豊橋市都市交通計画検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

2 委員会の公開

(1) 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、委員会において会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

ア 豊橋市情報公開条例(平成8年3月29日条例第2号)第6条第1項各号に該当する情報が含まれる事項について会議を行なうとき。

イ 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないおそれがあると認められるとき。

(2) 会議の傍聴に関する手続は別に定める。

豊橋市都市交通計画検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市都市交通計画検討委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 公開と決定した会議を傍聴しようとする者は、当該会議の開催予定時刻までに傍聴受付でその旨申し出なければならない。

2 前項の傍聴手続は、会議の開催予定の公表に併せ、あらかじめ公表するものとする。

(傍聴の定員)

第3条 傍聴の定員は、会議の都度、委員長が定める数とし、先着順によるものとする。ただし、委員長が特別の事情があると認める者にあつては、この限りでない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 会議を妨害し、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼすと認められる者は、傍聴席に入ることができない。

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章等をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影等の制限)

第6条 傍聴人は、委員長の許可なく写真撮影、録画及び録音を行ってはなら

ない。ただし、あらかじめ写真撮影等の許可がされている会議にあっては、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、この要領に違反したとき、又は会議を非公開とする決定がされたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和6年8月9日から施行する。